

令和 8 年 3 月

お客様 各位

法人格のない団体の口座開設をされるお客さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、振り込め詐欺、盗難カードなどによる貯金の不正な払戻し、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっており、ＪＡに対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められております。

また、農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に貯金者の皆様が貯金の払戻しを円滑に受けられるよう、ＪＡは保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、農水産業協同組合貯金保険機構ではＪＡに対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

このような背景から、当ＪＡでは法人格のない団体の口座開設をされるお客さまに以下の確認等をさせていただきます。お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座開設は最寄りの支店にてお手続きをお願いします

口座開設は、団体の所在地や代表者様の住所地など最寄りの支店にてお手続きください。遠隔の支店をご希望の場合は、ご希望の理由などをお聞かせいただくとともに場合によっては口座の開設をお断りさせていただくことがございます。

2. ご持参いただく書類等 （詳しくは店舗窓口へお問い合わせください。）

- ・ 団体の規約または会則・総会議事録 等
- ・ 代表者の公的な本人確認書類
- ・ 取引担当者の公的な本人確認書類（代表者と異なる場合）
- ・ 許認可証等（行政機関の許認可・届出・登録等が必要な活動の場合）
- ・ 設立年月日がわかる書類（団体の規約等に記載がない場合）
- ・ 団体の会員名簿

※いずれの書類も、原本をご用意ください。各書類は写しを取らせていただきますのでご了承ください。

- ・ お取引に使用する団体の印鑑（お届け印）※【口座開設時必要】
- ・ 口座開設預入金

3. 活動内容・お取引の目的等についての確認

団体の具体的な活動内容やお取引の目的等につきましては、窓口等で担当者が確認させていただきます。

4. 複数口座の開設について

既に当JAに口座をお持ちの方は、既存の口座をご利用ください。事情により同名義の口座や類似名義の口座を開設する際は、あらためて上記の確認書類が必要となります。その結果、団体としての要件を満たさないお客さまについては、新たな口座の開設をお断りする場合がございますのでご了承ください。

5. ご留意事項

- ・ 口座名義
規約または会則に記載の名義とさせていただきます。
- ・ 口座の代表者
規約または会則、総会議事録等に記載の団体の代表者の方を貯金口座の代表者とさせていただきます。

総合的な判断により口座開設をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

以上

レーク滋賀農業協同組合